

フェアユース規定導入の検討に関する 権利者の立場について

2008年10月14日「デジタルネット時代における知財制度専門調査会説明資料
(社)日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センターCPRA運営委員

椎 名 和 夫



1. はじめに



- ネットでのビジネスが進まなかったり、流通が進まないことの理由として「著作権」を挙げる主張は多分に恣意的であって、むしろビジネスの持つ構造的問題を隠蔽しようとする意図から用いられることが多かった結果、著作権の「保護」を緩和すればビジネスが進むといった考え方が多く述べられることとなった。
- 著作権の役割は終わったなどという言われ方もするが、一方で、どのような形の利用がされたにせよ、権利者にとって著作権が重要なインセンティブとなっている事実は見逃すべきではない。
- ネットの登場を契機として様々なビジネスモデルが転機を迎え、徐々に構造変化がおこりつつある現時点で、いたずらに権利そのものを弱めたり制限するかたちで著作権法をいじったり、それに代わる法律を作ったりすることよりは、まずはビジネスモデルそのものの変化を促すような施策が採られることが先決ではないかと考える。
- 悲しいかな、現状をみるに、私的録音録画補償金制度の関連や、ネット権、ネット法の制定に関する件、フェアユースの件も然り、明らかに著作権の「保護」を緩和させようとする議論が目白押しであるわけだが、緩和に伴って権利者が失う利益については、まったく言及がされていないに等しい。こうした現在の状況は、知財計画の掲げる、「創造」「保護」「活用」のバランスという観点からすれば、著しくバランスに欠けた状況といわざるを得ない。

2. 「国益」においてエンタテインメント産業は劣後するのか？



- またこの調査会において、「個別列挙の厳格さがビジネスの障害、参入障壁となっている」との指摘もされているが、そこでいうビジネスとはいったいなんのビジネスなのか？おそらくは、ネットにコンテンツを流すことを中心としたビジネスであろうと考えられるが、一方で権利者も、著作権をよりどころとしてビジネスをしている。
- コンテンツを流通させるビジネスにとって著作権は背負うべきリスクであって、場合によっては障害と主張できなくもないが、他方、著作権は権利者にとって重要なインセンティブであって、かつ、エンタテインメントもひとつの産業である。
- こうした利害構造がある以上、両者のバランスに配慮することがきわめて重要であると考える。
- この調査会では「国益」という言葉も登場したが、「国益」にとって、エンタテインメント産業が通信や流通産業に劣後するかのごとき価値観があるのだとすれば、われわれにはとても深刻な問題である。
- この議論の経過のなかで、権利者が意見聴取をされないままに結論が下されようとしていた点から考えても、その危惧は拭い去りがたいといわざるを得ないが、これらの点をまず指摘させていただいた上で、以下フェアユース規定の導入に関する権利者サイドからの意見を申し述べたい。

3. フェアユース規定の導入に関する権利者の懸念について



権利者の権利が制限されるべきフェアな利用が存在することについて権利者も異論は無く、その一般規定についても法律論として検討の余地があることについては理解している。しかしその一方で、権利者は以下の重大な懸念を持っている。

■「カジュアルな侵害」と「確信犯的侵害」の混同の可能性の懸念

- ・ フェアユースで解決できるとされた「常態化しているカジュアルな権利侵害」とは別に、ネット上においては「権利者に不利益をもたらすような権利侵害」が日常的に蔓延しており、フェアユース規定の導入により、これらが意図的に混同される懸念がある。
- ・ ネット上でのモラルは実に多岐にわたり、あらゆるコンテンツは無償であるべきとの主張すら見ることが出来るが、こうした状況下においてフェアユース規定を導入すれば、フェアユースを標榜するフリーユースが蔓延して、この無法状態にいつそう拍車がかかるとの見方が権利者としては一般的である。
- ・ こうした懸念を裏付けるものとして、昨今の報道等の傾向を見るに、知財本部におけるフェアユース規定の検討について、あたかも自由利用の領域を拡大する検討であるかのように受け取られている観がある。

■権利者の「負担増大」の懸念

- ・ また、ネットにおいて違法に流通しているコンテンツの量は、正規流通を上回る(RIAJ提出資料参照)勢いであり、これら違法なものに対するネット上でのルール作りが未整備であることもあって、必ずしも十分には対応しきれない現状がある。
- ・ ネット上のコンテンツは無償であるべきとの価値観まで存在する中で、もし一般規定を導入すれば、権利者サイドにリスクが集中することは明らかである。現状は違法と判断される利用でも、フェアユースを標榜した場合、司法の判断によってしか解決できないこととなる結果、無法状態が放置され、権利者に更なる負担を強いることになる。(コンテンツ業界の活力を大きくスポイル)

4. 個別列挙でも対応可能ではないか

- 少なくとも、本調査会において「早急に対応すべき課題」として挙げられたものについて、個別に権利制限規定を設ける検討は、まだ十分には行われていない。
- 議事録を拝見すると、その点に関連する議論が第2回にあったと理解しているが、以後、第5回からフェアユースの議論が再開されて以降の議論は、個別か？一般か？という議論は行われたものの、その対象は、「早急に対応すべき課題」から離れて、かなり広義の利用一般に関するネットビジネスの振興施策といった趣の議論に変容している。
- 権利者の権利を制限すれば、コンテンツを利用したり利用させることでビジネスを行うものにとってのリスクが軽減される結果、そうしたビジネスの振興につながることは自明であるが、その前に、権利者への影響や権利者とのバランスの観点からも議論されるべきであると思われるが、これまでの議事録からは、不思議なほどそうした議論を見ることは出来ない。
- この際「早急に対応すべき課題」に一旦立ち戻り、それらに関する個別の権利制限規定の導入について検討を行った上で、一般規定の導入については更なる慎重な検討をお願いしたい。